

周南市政所駐車場有料広告業務（広告付きデジタルサイネージ）実施事業者募集要項

1 実施内容

市が指定する広告位置において、広告付きデジタルサイネージの設置及び維持管理と、広告枠に表示する広告掲出者の募集及び広告を掲出する業務等を実施する事業者（以下、「事業者」という。）を募集します。

2 事業概要

(1) 事業名称

周南市政所駐車場有料広告業務（広告付きデジタルサイネージ）

(2) 事業の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業期間

令和8年11月1日から令和15年10月31日まで（7年間）

ただし、行政財産目的外使用許可は年度単位で行います。

3 設置場所、規格等

別紙仕様書のとおり

4 参加資格要件

本募集に参加できる者は、公告日から募集期間の末日までにおいて、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 申込みの時点で周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）において大分類6企画・製作、小分類4看板・幕・旗に登録のある者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 山口県及び周南市において指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 法人及びその役員が、周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 法律行為を行う能力を有していない者でないこと。
- (8) 破産者であって復権を得ていない者でないこと。

5 事業者の募集及び決定

(1) 募集期間

令和8年7月3日（金） ～ 7月16日（木）

(2) 質問受付期間

令和8年7月3日（金） ～ 7月16日（木）

(3) 事業者の決定通知

令和8年7月31日（金）

6 申込手続

必要書類を封筒に封入したうえで、申込受付期間内に周南市役所本庁舎3階商工振興課窓口へ直接持参（開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに限ります。）又は郵送（必着）してください。

封入例

表面

（宛先）周南市長

周南市政所駐車場

有料広告業務

申込書在中

（商号（名称））

（宛先）周南市長

周南市政所駐車場

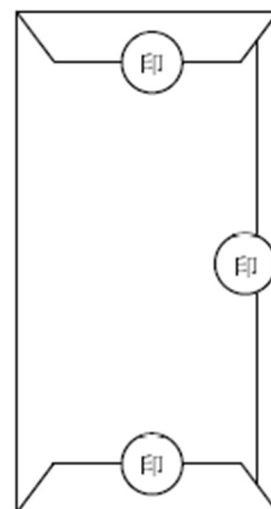
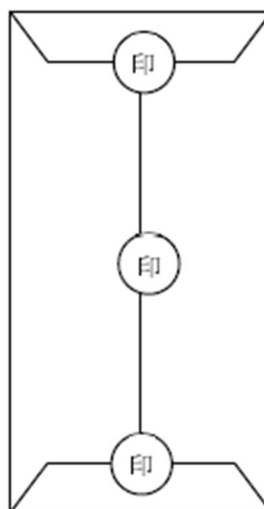
有料広告業務

申込書在中

（商号（名称））

裏面

（貼り合わせ部分3カ所に封印）



7 必要書類

- (1) 周南市政所駐車場広告塔設置申込書
- (2) 滞納の無いことの証明書（市税）
- (3) 誓約書
- (4) 法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）（発行後3か月以内のもの）
- (5) 広告企画案（設置イメージ図、広告塔の保護・維持管理の方法及び設置方法がわかる仕様表）
- (6) その他参考となる書類（会社概要、これまでの施工実績など）
- (7) 役員名簿

8 応募先

〒745-8655 周南市岐山通1-1
周南市 商工振興課
TEL (0834)22-8373 FAX (0834)22-8357

9 申込みの内容確認

必要書類について不足があった場合は、申込書に記載された電話番号に連絡しますので、令和8年7月23日（木）午後5時15分必着で必要書類を再提出してください。

10 事業者の決定

(1) 事業者の決定方法

最低価格月額11,000円（募集において予め定める下限の広告設置料の金額（税込）をいいます。）以上で最高額の広告設置料（税込）で申込みを行った者とします。

なお、最高額の広告設置料（税込）で申込みを行った者が2者以上ある場合は、くじ引きにより事業者を決定します。

※広告塔の設置に当たっては、広告設置料のほかに行政財産目的外使用料（年額870円/㎡× 広告表示面積（㎡））が必要となります。

(2) 落札結果の公表

落札者名、落札金額及び入札業者数について、公表を予定していますので、あらかじめご承知ください。

(3) 決定の取り消し

正当な理由なく期限までに行政財産使用許可申請書を提出しない場合、事業者が応募資格を満たしていないことが判明した場合、広告設置料若しくは行政財産目的外使用料を納付しない場合、又は仕様書その他本募集要項に定める義務に違反した場合は、決定を取り消します。

